

武蔵野市バリアフリーネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 年齢及び障害の有無にかかわらず、全ての人が不自由なく、安心して生活し、及び移動することができる地域社会の形成を目指して、市民及び公共交通機関等の事業者が協働してまちづくりにおけるバリアフリー化を推進するため、武蔵野市バリアフリーネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) まちづくりにおけるバリアフリー化に関する調査及び研究に関すること。
- (2) まちづくりにおけるバリアフリー化に係る施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 障害者団体の関係者 3人以内
- (3) 高齢者団体の関係者 2人以内
- (4) 子育て関係団体の関係者 2人以内
- (5) 商工関係者 3人以内
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第2条第4号に規定する公共交通事業者等 8人以内
- (7) 法第2条第8号に規定する道路管理者、同条第12号に規定する公園管理者等その他関係行政機関の職員 4人以内
- (8) 財務部長の職にある者
- (9) 健康福祉部長の職にある者
- (10) 都市整備部長の職にある者

(会長及び副会長)

第4条 ネットワーク会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総括し、ネットワーク会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワーク会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長とする。

3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の報酬)

第7条 第3条第1号から第4号までに掲げる委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、都市整備部まちづくり推進課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年12月17日から施行する。